

第1章 書面の交付

<基本的な考え方>

(1) 書面の交付、具体的必要記載事項について

下請法上、情報成果物作成委託等の取引を行う場合に、委託内容に関する3条書面の交付義務が定められており、親事業者は、発注に際して下記の具体的な必要記載事項をすべて記載している書面(3条書面)を「直ちに⁶⁾」下請事業者に交付する義務がある。

具体的な必要記載事項は以下のとおりである。

●具体的な必要記載事項

- ① 親事業者及び下請事業者の名称(番号、記号等による記載も可)
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③ 下請事業者の給付の内容(役務提供委託の場合は、提供される役務の内容)
- ④ 下請事業者の給付を受領する期日(役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間)
- ⑤ 下請事業者の給付を受領する場所(役務提供委託の場合は、役務が提供される場所)
- ⑥ 下請事業者の給付の内容(役務提供委託の場合は、提供される役務の内容)について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- ⑦ 下請代金の額
- ⑧ 下請代金の支払期日
- ⑨ 下請代金の全部又は一部の支払につき、手形を交付する場合は、その手形の金額(支払比率でも可)及び手形の満期
- ⑩ 下請代金の全部又は一部の支払につき、一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払を受けることができることとする額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
- ⑪ 下請代金の全部又は一部の支払につき、電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
- ⑫ 原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法

(出典)公正取引委員会・中小企業庁「下請取引適正化推進講習会テキスト」25～26頁(令和元年11月)
<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/R1textbook.pdf>

下請法では契約書の交付は義務づけられているわけではないが、取引内容の明確化等から望ましいと考えられる。また、契約書を3条書面とすることも認められる。

なお、総務省がガイドラインの遵守徹底による製作取引適正化を推進するため、

⁶⁾ 公正取引委員会・中小企業庁「下請取引適正化推進講習会テキスト」30頁(令和元年11月)をみると、「直ちに」は以下のとおり説明されている。

「直ちに」とは「すぐに」という意味である。親事業者には、発注した場合「直ちに」書面を交付する義務があるので、発注から契約締結までに日数を要するのであれば、発注後、直ちに交付したとはいえない。そのような場合には、契約書とは別に必要事項を記載した書面(3条書面)を、発注後直ちに交付しなければならない。」

公正取引委員会・中小企業庁とともに、令和元年11月から「ガイドライン遵守状況調査」⁷を実施したところ、役務委託・情報成果物作成委託が混在している取引において書面が不交付であった事例や、情報成果物作成委託のうち番組の一部分の発注について、3条書面の内容が抽象的（「〇〇番組について」や「△△番組全般」のみ記載）である事例がみられた。参考として、公正取引委員会・中小企業庁による「下請事業者の給付の内容の記載」の考え方を以下に引用する。

●下請事業者の給付の内容の記載

「下請事業者の給付の内容」とは、親事業者が下請事業者に委託する行為が遂行された結果、下請事業者から提供されるべき物品等及び情報成果物（役務提供委託の場合は、下請事業者から提供されるべき役務）であり、3条書面には、その品目、品種、数量、規格、仕様等を明確に記載する必要がある。3条書面を交付するに当たっては、下請事業者が作成・提供する委託の内容が分かるよう、これらを明確に記載する必要がある。

（出典）公正取引委員会・中小企業庁「下請取引適正化推進講習会テキスト」（令和元年11月）より
<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/R1textbook.pdf>

（２） 書面の交付時期について

3条書面の交付時期について、運用基準には、次のような記述がある。

第3 親事業者の書面交付の義務

2 3条書面の交付の時期

(1) 親事業者は、下請事業者に対して製造委託等をした場合は、「直ちに」書面を交付しなければならない。ただし、必要記載事項のうち「その内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない」とされており、必要記載事項のうち、その内容が定められないことについて正当な理由があり記載しない事項（以下「特定事項」という。）がある場合には、これらの特定事項以外の事項を記載した書面（以下「当初書面」という。）を交付した上で、特定事項の内容が定まった後には、直ちに、当該特定事項を記載した書面（以下「補充書面」という。）を交付しなければならない。また、これらの書面については相互の関連性が明らかになるようにする必要がある。

(2) 「その内容が定められないことについて正当な理由がある」とは、取引の性質上、製造委託等をした時点では必要記載事項の内容について決定することができないと客観的に認められる理由がある場合であり、次のような場合はこれに該当する。ただし、このような場合であっても、親事業者は、特定事項がある場合には、特定事項の内容が定められない理由及び特定事項の内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載する必要がある。また、これらの特定事項については、下請事業者と十分な協議をした上で、速やかに定めなくてはならず、定めた後は、「直ちに」、当該特定事項を記載した補充書面を下請事業者に交付しなければならない。

（例）放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「下請代金の額」が定

⁷ 「ガイドライン遵守状況調査」は令和元年11月以降実施、令和2年3月末時点で、製作会社（北海道、東京、名古屋、広島、福岡、香川、岡山）：38社、局（北海道、名古屋、広島、福岡、香川、岡山）：24社を対象に実施した。主な調査事項は、契約書・発注書の交付（局については、3条書面の確認も含む。）、取引価格の決定、著作権の帰属、取引内容の変更・やり直し、その他（下請構造、支払期限の遅延の有無等）となっている。

まっていない場合

(出典)公正取引委員会「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成28年12月14日)のうち「2 3 条書面の交付の時期」より

<<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/unyou.html>>

(3) 書面の交付方法について

3条書面の交付は、紙による交付のほか、電子メール等⁸による電磁的記録提供の方法も可能である。ただし、電磁的記録の場合には、下請事業者からの事前の承諾が必要となる。事前の承諾については、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

○下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項

1 下請事業者の承諾

親事業者が書面の交付に代えて電磁的記録の提供を行う場合、事前に、下請事業者の承諾を得ることが必要となるが、親事業者が下請事業者に対して、承諾しない場合には、取引の数量を減じ、取引を停止し、取引の条件又は実施について不利益な取扱いをすること等を示唆するなど承諾を余儀なくさせることも懸念される。このような場合には、下請法及び独占禁止法上の問題が生じ得ることから、下請事業者の承諾を得るに当たっては、費用負担の内容、電磁的記録の提供を受けない旨の申出を行うことができることも併せて提示することが必要となる。

なお、親事業者が今後の下請取引について書面の交付に代えて電磁的記録の提供を行うことを下請事業者から一括して承諾を得た場合には、製造委託又は修理委託をする都度承諾を得る必要はない。

(出典)公正取引委員会「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」(令和元年5月14日)

<<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/denjikiroku.html>>

○書面の交付に代えることができる電磁的記録の提供の方法及びその留意点

ア 下請事業者の承諾

(ア) 承諾の方法

親事業者は、下請取引において、本法第3条の書面に記載すべき事項を電磁的方法によって提供する場合には、あらかじめ、下請事業者に対して、使用する電磁的方法の種類(電子メール、ウェブ等)及び内容(word2000、一太郎バージョン00以上などのファイルへの記録方法)

⁸ なお、下請事業者から事前の承諾のほか、電磁的記録の提供においては、以下のような留意事項がある。

2 電子メール等による電磁的記録の提供に係る留意事項

(1) 書面の交付に代えて電子メールにより電磁的記録の提供を行う場合は、下請事業者の使用に係るメールボックスに送信しただけでは提供したとはいえず、下請事業者がメールを自己の使用に係る電子計算機に記録しなければ提供したことにはならない。例えば、通常の電子メールであれば、少なくとも、下請事業者が当該メールを受信していることが必要となる。また、携帯電話に電子メールを送信する方法は、電磁的記録が下請事業者のファイルに記録されないため、下請法で認められる電磁的記録の提供に該当しない。

(2) 書面の交付に代えてウェブのホームページを閲覧させる場合は、下請事業者がブラウザ等で閲覧しただけでは、下請事業者のファイルに記録したことにはならず、下請事業者が閲覧した事項について、別途、電子メールで送信するか、ホームページにダウンロード機能を持たせるなどして下請事業者のファイルに記録できるような方策等の対応が必要となる。

公正取引委員会「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」(令和元年5月14日)

<<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/denjikiroku.html>>

を示して、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない(法第3条第2項, 施行令第2条第1項, 3条規則第3条)。

(出典)公正取引委員会「下請取引適正化推進講習会テキスト」112頁(令和元年11月)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/R1textbook.pdf>

<問題となり得る取引事例⁹(情報成果物作成委託)>

- ①番組製作委託の発注の時点では何ら発注に関する書面が交付されず、製作終了後に交付される。
- ②3条書面が交付される場合も、ほとんどが金額の記載がない3条書面の交付で、その後、放送の具体的内容が決まった後も補充書面が交付されていない。
- ③金額については、口頭で告げられ、納入後に製作会社側から確認するまでは、局から金額についての連絡がない。
- ④局がフリーランスにディレクター業務を発注しており、その業務内容には放送で使用するVTRの撮影・納入も含まれている一方、3条書面を交付していない。
- ⑤生放送番組に関する業務委託のうち、放送で使用するVTRの納入も含む演出業務を委託したが、当該業務委託全体を役務委託と解釈して3条書面を交付していない。
- ⑥情報成果物作成委託のうち番組の一部分の発注について、発注書面の委託内容欄に「〇〇番組について」や「△△番組全般」のみ記載された3条書面が交付されている。
- ⑦製作会社(元請け)からの孫請けとして業務を受注したが、下請法の対象となる取引であるにもかかわらず書面の交付がされていない。

下請法では下請事業者に対して委託をした場合は、「直ちに」交付する規定となっているため、事例①のように親事業者が製作終了後に書面を交付することは下請法上問題となる。また、事例②や事例③のように、3条書面が交付されていても、金額等が記載されておらず、それらを定められない理由や定める予定期日の記載もない場合は、要件を満たした書面とはいえない。番組の納入後、放送後になっても、当該事項を記載した補充書面が交付されていない場合は、下請法上問題となる。

事例④のように、局がディレクター業務を委託したことをもって役務委託と解釈して発注していたとしても、取引実態として情報成果物作成委託に該当するVTRの作成・納入も含めた委託内容としている場合は、情報成果物作成委託として下請法の対象となり、3条書面を交付する必要がある。また、事例⑤のように、委託内容の中に情報成果物作成委託に該当するVTRの作成・納入も含まれていることにより、当該取引が役務委託と情報成果物作成委託の一体不可分になっている場合、3条書面の交付がされていなければ、情報成果物作成委託が含まれている以上、下請法上問題となる(11頁以降を参照)。製作現場の実態としては、全体を役務委託として発注している中には情報成果物作成委託を含む形で取引されている場合があると考えられる。このように情報成果物作成委託と一体不可分で取引されている役務委託については3条書面を交付する必要がある。なお、情報成果物作成委託か役務委託

⁹ 発注書面の交付義務(第3条第1項)違反、取引に関する書類の作成・保存義務(第5条)に違反した場合、又は虚偽の書類を作成した場合等は罰則の対象となる(50万円以下の罰金)(下請法第10条)。